

別表第1（第2条関係）

格付基準

業種名	業種番号、詳細業種名	等級区分
土木工事 建築工事	01 道路舗装工事 02 橋りょう工事 03 河川工事 04 水道施設工事 05 下水道施設工事 06 一般土木工事 07 建築工事	A B C D E の 5 等級
設備工事	08 電気工事 09 給排水衛生工事 10 空調工事	A B C D の 4 等級
その他の工事	上記以外の業種	等級を定めない

格付は、「建設工事等入札参加資格者の資格に関する公示」（三鷹市告示第60号、第61号）における共同格付の審査方法による。

別表第2（第12条関係）

格付等級区分及び予定金額

業種	等級	予定金額
土木工事 建築工事	B・C	500万円以上 1,000万円未満
	D・E	500万円未満
設備工事	B・C	500万円以上 1,000万円未満
	C・D	500万円未満

※ただし、この区分によりがたいときは、三鷹市競争入札等審査委員会に諮り、別途決定するものとする。

別表第3（第13条関係）

指名業者数

1件の予定金額	指名業者数
1,000万円未満	6者以上
500万円未満	5者以上